



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示

○市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（八三九・分権改革推進室）……………1

告示

秋田県告示第八百三十九号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十八年秋田県告示第三百三十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から施行する。

平成十八年十二月二十八日

秋田県知事 寺田典城

第二第十一号の表中「平成十七年四月一日」を「平成十九年一月一日」に改める。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄